

冷戦後の言語空間

一九八九年の東欧諸国の劇的民主化からはやくも三年たち、民主化の陶醉からさめた世界には冷戦後の世界秩序に対する不安や困惑が広がっている。ここでとくに注意しなければならぬことは、旧ソ連邦や東欧諸国だけではなく、冷戦に勝利したといわれるアメリカ国内において様々な疲弊の症状が現れている点である。今年の大統領選挙の選挙戦を通して顕著になったのは、貧富の格差の著しい拡大や大都市の荒廃、中産階層を襲う失業の恐怖といった病理現象であった。八〇年代前半のレーガン政権下の大規模な軍拡とそれにとも



毎日新聞社

戦後 平和論の 遺産

山口二郎

討論

理想主義と
現実主義の接点で

中嶋嶺雄
山口二郎

●シリーズ——日本は冷戦で何を失ったのか

なう放漫財政が財政赤字、国際収支の赤字を累増させ、経済の歪みを作り出す元凶となったこと、膨張した軍需産業が生産部門の地位を相対的に低下させ、膨張した軍需産業を低下させるとともに冷戦終焉後の軍民転換を困難にしていることを直視すれば、冷戦はアメリカ国内にも深い爪痕を残していると言わなければならない。冷戦終焉の一方の立役者であったはずのブッシュ大統領は、まさにこの故にこそ屈辱的なまでの敗北をもって大統領の座を追われなければならないのであろう。こうした事実を照らせば、冷戦の終焉を資本主義の勝利とか西側陣営の勝利と捉える見方がいかに皮相なものであるかが明らかとなる。我々が冷戦の歴史を振り返り、冷戦

後の秩序のあるべき姿を模索するときには、冷戦には勝者は存在しないという冷徹な事実から出発しなければならぬ。

日本では社会主義体制の崩壊の後、進歩的知識人批判を看板としてきたメディアでひとしきり進歩的知識人の社会主義に関する過去の言説を非難するという議論が展開された。それらの大半は、論壇を指導した著名な知識人の社会主義に対する親和的言説をあげつらい、その見当違いを嘲笑するものである。もちろん進歩派の中での社会主義の国内体制や対外政策についての評価に疑問がないわけではない。しかし、その種の後知恵による鬱憤晴らしは、西側が冷戦に勝利したと錯覚している人々にとってのカタルシス以上の意味を持たない。

加えて、講和から安保に至る一連の進歩派陣営（進歩派という言葉はこの論稿ではもっぱら価値中立的な呼称として用いる）の平和論を虚心に読めば、それらを社会主義への盲従と切り捨てるのがいかに粗雑な議論であるかがわかるはずである。この小論の第一のねらいは、冷戦後の世界に生きようとする我々にとって、戦後の平和論は新しい秩序を構築する際にどのような示唆を与えてくれるかを考えることである。その際同時に、現実政治の展開の中で戦後の平和論が受容されなかった理由について考察することも避けて通れない課題となるであろう。そうした限界を自覚してこそ、初めて現実政治に有意義な提言を行うことができるからである。

現在の世界は第二の戦後を迎えている。先日会ったあるア

メリカのジャーナリストは今回の大統領選挙を一九四五年のイギリス総選挙に似ていると言ったが、これはきわめて適切な比喩である。確かに両方とも、それぞれの国民は戦勝の功勞を政治選択の基準にはしなかった。敵の消滅とともに戦いの指導者は役割を失い、国民は新しい変化を求めたのである。冷戦後の世界はまさに第二次大戦後と同じく既存の枠組みが瓦解した混乱状況にある。新しい変化の内実をどう具体化するかという問いを再び人類は突きつけられている。そして、冷戦どころか熱戦が局所的に噴出している状況で、新しい秩序の枠組みを作り出すこと、とりわけ日本が冷戦のくびきを離れて自律的に安全保障と平和のための政策を作り出すことはきわめて緊急の課題である。こうした関心から戦後の平和論を振り返ったとき何が浮かび上がるか、以下考察を進めたい。

戦後平和論の示唆するもの

戦後平和論の現実性

戦後日本の外交政策をめぐる論議や政治対立を整理する際に、しばしば理想主義対現実主義という二項対立の図式が使われる。言うまでもなく、保守政権の安保外交政策を批判し、憲法の理念に基づいた政策提言を行った側が理想主義と呼ばれ、冷戦の中でアメリカの側につき政府の外交路線を擁護する側が現実主義と呼ばれた。しかし、そこで言う理想や現実という言葉は、政治の中で特定の志向を共有する集団を

指す呼称に過ぎないのであって、状況の認識や発想の方法に
関する理想主義、あるいは現実主義的態度とは無関係であ
る。そして、その後の事態の展開を長いタイムスパンで捉え
れば、いわゆる現実主義的発想の中にきわめて非現実的な思
いこみが潜んでいたり、理想主義の側の論理の中に先見的な
指摘が発見されるのである。今日の視点から進歩派の平和論
をその論理と状況認識の方法に即して振り返ってみると、と
くに重要な指摘は、軍事力の限界に対する洞察、国民国家体
制の限界と変容に対する問題意識、国際的な相互依存の進展
と東西共存の可能性に対する認識、そして社会主義国の内部
における体制変革のダイナミズムについての認識という四つ
に集約することができる。

第一の軍事力の限界という指摘は、憲法第九条を持つ日本
においてこそいち早く提起された。日本自身の再軍備および
日米安保条約を正当化する議論の中では、軍備による安全保
障が自明の前提として説かれてきた。これに対して進歩派の
平和論では、かつて高橋進、中村研一両氏が指摘したように
「生きた人間」の視点から安全保障の意味が考察された（高
橋、中村「戦後日本の平和論」『世界』一九七八年六月）。たとえ
ば、平和問題談話会が講和問題に関して発表した報告「三た
び平和について」の中では次のように述べられている。

「戦争が本来手段でありながら、手段としてとどまりえなく
なったという現実、もとよりそうした近代兵器（核兵器の
こと）の破壊力の質的な飛躍によって何人の目にも露になっ

たのではあるが、現代戦争の内包するこのようなパラドック
スは決して忽然として生じたのではない。それは、近代産業
及び交通通信手段の発達、一方において全世界を一体化
し、各国家各民族を密接な相互連関の關係に置いたと同時
に、他方において、もろもろの政治権力の集団的な組織化を
高度にし、その相互の軋轢をいよいよ大規模なものにしたと
いう歴史的過程によってもたらされたものである。」（『世界』
一九五〇年二月）

ここで明らかにされているのは、相互依存を深めつつある
世界にとつての核兵器出現後の戦争の具体的なイメージであ
る。実際戦後の歴史を振り返って軍事力の行使が国際紛争を
解決した事例があつたであろうか。軍事的成功を収めたとい
われる湾岸戦争でさえ、その成功はクウェートからイラク軍
を撤退させたことにとどまる。イラク市民に大きな犠牲を生
みだしたことに加えて、あの地域の真の安定を軍事的手段に
よつて作り出すことはとうていできないことは明白である。
さらに、アメリカの短期的利害に基づくイラクへの軍事援助
が紛争を引き起こす最大の背景要因であつたことはどれほど
強調されても強調され過ぎることはない。その意味で、戦後
きわめて早い段階での軍事力の限界についての指摘は時代の
趨勢を先取りした意義を持つていると評価できる。

第二の国民国家の限界の認識は、第一の軍事力評価と密接
に関連している。伝統的な発想によれば、国家が主権を守る
ことによつて国民の安全が保障されるはずであつた。しか

し、先に引用した「三たび平和について」の一節には、一國単位で国民の安全保障を語ることの無意味さが含蓄されている。また何より日本国民は国体護持という国家の自己保存追求が戦争の惨禍を拡大させたことを実感したのである。坂本義和氏はこの点について次のような適切な整理を行っている。

「戦後日本の平和思想・平和主義を私なりに解釈すれば、それには二つの思想的な柱があると考えられる。一つは、「ヒロシマ」に象徴される核時代にあつては、人間の生存や安全は、軍事的な独立主権によつてではなく、対立的な関係にある諸国家の政治的な相互協力によつてしか守ることができないという判断である。その二つは、現代の主権国家間の戦争は、核戦争であろうと非核戦争であろうと、国民の忠誠と犠牲をトータルに要求するが、そうであればこそ、もともと国家には個人からそうしたトータルな忠誠と犠牲とを要求する権利はないのだということが、いよいよ明白になってきたという自覚である。」（『新版 核時代の国際政治』第一部への追記）

ヨーロッパにおける統合のトレンド、経済政策に関する国家の相互浸透など今日の現実を考え合わせれば、この時期の平和論における国家認識がいかに現実的なものであつたかがよくわかる。

第三、四番目の認識は相互に密接に関連している。いわゆる現実主義者たちが資本主義対社会主義の対立を絶対的なものとみなし、社会主義国内発的变化や西側との平和共存の

可能性に対してきわめて悲観的であつたのに対し、進歩派の側が体制間対立や社会主義国内政を可塑的なものと考えていた。「三たび平和について」の中では、「アメリカとソ連は今日において実に巨大な共通の課題を持ち、したがつてまた共通の危険に直面していることが容易に知られる」と述べて、米ソ対立について画期的な捉え方を提示している。そこでは東西間の対立が全面的な軍事対決にエスカレートすることが人類の破滅をもたらすが故に実際には困難であることが認識されていた。その均衡をより確実に安定的な平和に向かわせるためにこそ、軍縮や日本の外交努力が提言されたのである。

問題状況を絶対的なものとするか可塑的なものとするかは、当然その問題に対する対応のしかたを左右する。体制間対立を不動の前提と考えれば、安全保障政策の立案において人間の主体的な作為や工夫の余地はきわめて狭くなる。相手方のイデオロギーが邪悪であり、あらゆる相手方の譲歩や柔軟化は一時的な奸策に過ぎない以上こちら側のとるべき手段は常に不変ということになる。かくして、現実主義者は自ら最も嫌悪するはずの俗流マルクス主義にありがちな基底還元論の発想に陥つてしまい、きわめて平板なドグマに基づいた貧弱な政策形成しかできなくなつてしまうのである。これに対し、問題状況を可塑的なものと考えて初めて、政策の創造や選択の余地が生じる。この対立は、冷戦後の日本の安全保障政策の立案にも大きな影を落としているのである。

平和論と時代状況との連関

次に、当時の具体的な時代状況に照らして平和論のレレバンス（現実との有意義な連関）について検討してみたい。まず理解しておかなければならないのは、一九五〇年代に現実主義や西側への帰属を呼号する勢力がどのようなものであったかという点である。五〇年代においては憲法問題を頂点とする政治体制の原理が大きな政治争点であり、保守政権の側が憲法改正、旧体制への復帰を追求していた。軍国主義や全体主義に対する自発的なけじめをなんらつけないことになかった日本の保守政権が、日本の再軍備と日米軍事同盟という政策のパッケージを追求することが政治体制の原理をめぐる深刻な紛争を引き起こす最大の要因であったことは、戦後の政治史を顧みる場合の一つの常識といつてよいであろう。

進歩派の平和論に対する一つの誤解は、軍事上の中立と政治・経済体制の原理に関する中立との混同から派生するものであった。当時の議論の空間においては軍事的な意味での西側への帰属が政治体制としての自由民主主義、経済体制としての市場経済と同一視されていた。逆に、軍事的な中立は、政治・経済体制に関する社会主義への接近という意味づけを与えられた。いわゆる進歩派の中には純粋なマルクス主義者もいたために、外交・安全保障体制と政治・経済体制との関連が不明確であったことも事実である。しかし、平和問題談話会の報告を見れば、軍事上の中立概念と政治・経済体制上の中立概念がはっきりと区別されていたことがわかる。現実

主義の側こそ、軍事外交上の「西側」への帰依を叫ぶことであたかも真正な民主主義者であるかのごとき錯覚を抱くことになった。権力を持つ側がこの点の区別を曖昧にしてきたことは、日本政治において自由や民主主義という価値原理の内実を自己点検することを怠らせるといふ結果をもたらしたのである。

進歩派の平和論に対しては、現実的な実行可能性に対する詰めを欠いたものであるという批判が現実主義の側からしばしば繰り返された。たとえば、講和条約締結の際に、被占領国である日本には講和の形式については選択の余地がないのであり、全面講和論は机上の空論であったという批判がある。確かに、講和条約は対等な国家同士の結ぶ協定とは性質を異にするものであり、全面講和論は政策の選択の幅に対する現実的な考慮に欠ける面があったかもしれない。しかし、逆の面から見れば、日本の自律的な選択を拘束する要因の存在を不動の前提と考えて、問題に対する主体的な思考を放棄し、既成事実の継続を当たり前と考える態度が果たして現実主義的なものであろうか。日本の選択を縛る要因とは何かを深く掘り下げ、そうした要因が変化したときに日本が何をなそうかを考察する態度こそ現実主義的なものであろう。日本の現実主義者はまさに著しい受動性によって特徴づけられるのである。

五〇年代の進歩派の平和論は、政策上の実行可能性（*feasibility*）に対する顧慮を欠いていたかもしれないが、平和論の

現実性はむしろ核戦争の危機に対する鋭い感受性と想像力によって特徴づけられるべきであろう。今年にはキューバ危機三〇周年で、これに関連した様々な研究が行われたが、事件の真相を知れば知るほど我々は核戦争と紙一重のところまで幸運にも生き残ることができたという感を強くする。先に述べたように、結果的には冷戦は長い均衡の時代ではあったが、時折我々は人類破滅の危機の深淵をのぞいてきたのである。現状の表面的な安定や均衡を将来に外挿して安全保障を獲得したような錯覚に陥るのではなく、危機のイメージを具体的に描き、そこから真の安全保障を構想するという点では、五〇年代の平和論からいま学ぶことは多いはずである。

戦後平和論の限界

以上に述べたように、ポスト冷戦時代の安全保障政策を考えるに当たって、五〇年代から六〇年代初頭の進歩派による平和論からは、思考の方法や枠組み、歴史に対する巨視的な洞察という両面で学ぶことが少くない。しかし、そうした議論が現実の政策形成に影響を与えられなかったことは事実であり、これらの平和論から示唆をえる場合、その限界について洞察を加えることも不可欠である。ここではこの限界を、憲法第九条の現実化（インプルメンテーション）の問題、高度経済成長と豊かな社会の把握の問題の二つに集約してみたい。

憲法第九条のインプルメンテーション

憲法を論理的に解釈すれば、当然自衛隊は違憲ということ

になるし、日本の安全保障は日米安保条約などではなく非軍事的手段で守らなければならないという結論に到達する。講和という戦後日本の出発の時期にこうした原理的な議論を行うことには大きな意義があったろうが、現実には自衛隊と日米安保条約が発足し、憲法と現実との乖離が拡大しつづける中でこの乖離をどう争点化するか、現実はどう歯止めをかけるかという問いはいっそう困難な課題となる。そこに憲法第九条のインプルメンテーションという問題が生まれる。

この点については一九四九年三月に発表された「ユネスコ発表の平和声明に関する東京地方方法政部会報告」の中で次のような指摘が早くも行われている。

「今日の国際社会において、この平和民主憲法の *implementation* はいかなるものかということは必ずしも明らかではない。日本に対する国際的安全保障の具体策なくしては、日本国民の不安と疑念を払拭することは困難である。国民に対する一切の国際主義的教育と啓蒙とは、この問題の現実的な裏付けによってはじめて効果的なものとなりうるというのがわれわれの考えである。」（『世界』一九四九年三月）

この記述の背景について丸山真男氏は後の座談会で次のように述べている。

「この『平和民主憲法のインプルメンテーション』という表現を用いられたのは蠟山（政道）先生です。日本国憲法第九条では抽象的である。安全保障をどうするのかという問題が書かれていない。この具体策をわれわれはもっと検討しなけ

ればいけないということでした。そこで、インブルメンテーションというのはいまい訳がないもので、仕様がなから、ぼくが原語で書いた覚えがあるのです。」(座談会『平和問題談話会』について)『世界』一九八五年七月臨時増刊)

憲法第九条のインブルメンテーションとは行政学者蠟山政道氏らしい卓抜な発想だが、うまい訳語がないという丸山氏の告白は、以後の平和論の大きな欠落を暗示する。即ち、後で紹介する若干の例外を除いて、インブルメンテーションに具体的な訳を当てはめる作業に進歩派陣営は十分な努力を払ってこなかったのである。現実政治のレベルで憲法第九条を擁護する勢力のスローガンは「青年よ、統をとるな」や「夫や子供を戦場に送るな」であった。もちろんこうしたスローガンが大勢の国民の共感を呼び、自民党政権の憲法改正の意図をくじいたことの歴史的意義を否定するつもりはない。しかし、こうした実感に訴える抵抗・反対型の運動からはインブルメンテーションのうまい訳語は生まれてこなかったという現実をもわれわれは直視しなければならぬ。やがて自民党政権がアンシャン・レژیム(旧体制)への復古に対する国民の拒否の強さを悟って明示的な憲法改正を断念したとき、第九条は日米安保条約の枠内でのほどほどの自衛力軍備の保持を正統化する根拠へとその意義を変化させたのである。原理的な護憲を唱える革新勢力の存在を政府自民党が軽武装の対外的口実にするという形で、保守・革新の意図せざる分業が完成し、ここに「九条Ⅱ安保体制」が形成されたの

である。

九条インブルメンテーションの論理と戦略

大きな流れとしては以上のような整理が可能となるが、戦後の平和論の系譜の中で九条のインブルメンテーションに具体的な訳語を当てはめる試みがなされていた。それらは以後の議論の中で顧みられることが少かったが、ポスト冷戦期から読み直せば、きわめて豊かな示唆を含んでいるのである。

① 南原繁の憲法九条論

第九条の現実化を国際的な共同安全保障の観点から考えるという問題提起を最初に行ったのは、進歩派陣営の総帥とも言うべき南原繁氏であった。彼は勅選貴族院議員として憲法草案の審議の中で次のような質問を行っている。

「(国連) 憲章は各国家の自衛権を承認している。且つ、国際連合における兵力の組織は各加盟国がそれぞれ兵力を提供するの義務を負うのである。日本が将来それに加盟するに際して、これらの権利と同時に義務をも放棄せんとするのであるのかを伺いたい。かくては日本は永久にただ他国の善意と信義に依頼して生き延びようとするむしろ東洋的諦念主義に陥るおそれはないか。進んで人類の自由と正義を擁護するために互いに血と汗の犠牲を払って世界平和の確立に協力貢献するという積極的理想はかえって放棄せられるのではないか。」(『南原繁著作集 第九巻』二九頁)

南原氏のこうした問題提起は、その後冷戦の深化の中で国連が二つの陣営に引き裂かれ、現実的な考慮の課題とはなら

なかった。彼のこの質問の予先はほかならぬ吉田茂首相に向けられていた。当初吉田首相は言うまでもなく自衛のためであれ何であれ、いかなる軍備をも放棄するという立場をとって南原氏の質問をかわしたのである。しかし、その後の冷戦の中で二人の立場は完全に入れ替わる。半世紀近く後に、湾岸戦争を契機に急に現れた国際貢献や国連安全保障と日本の憲法との関係という論点が、実は憲法制定過程において南原によって指摘されていたという事実はきわめて大きな意義を持つ。まさに、国連を中心とする共同の安全保障と日本の平和主義との関係をどう整合させるかは、憲法制定時以来未解決の課題だったことを確認しておく必要がある。

② 坂本義和の防衛構想

第九条の現実化という問題に対する最も誠実な解答が坂本義和氏による「中立日本の防衛構想」(『世界』一九五九年六月)であった。坂本氏は核時代におけるいわゆる現実主義の側の安全保障論に対し、伝統的な戦争のイメージに安易に依拠し、生身の国民の安全保障にまったく注意を払っていない点を痛烈に批判した。当時革新側の安全保障構想は、米ソ中日四国による集団安全保障条約を提唱していたが、坂本氏はこのアイデアが国民の不安を招くことを率直に認め、その補完として中立的諸国の部隊からなる国連警察軍の日本駐留を提案した。この国連警察軍は次の四つの特徴を持つとされる。第一に、警察軍の構成は東西対立に相当程度中立的な立場をとる国々に限定されるべきこと。第二に、この部隊は国

連総会によって任命された司令官の指揮下に入り、出身国ではなく国連に対して忠誠義務を負うこと。第三に、非核であること。第四に、経費は日本が負担すること。

さらに坂本は自衛隊を当初の警察予備隊程度に縮小し、国連軍司令官の指揮下に置くことを提案している。彼は次のような注目すべき指摘を行っている。

「この決定により、単に外国人のみによってではなく、われわれ自身が日本の安全保障に寄与できることになる。しかしそのみではない。この方式をとることにより、われわれはもし他の国が中立国から成る国連警察軍を必要とするときに、それに応えることができる。われわれは、国連軍による安全保障を求めている以上、他の国の同様な要求に対して積極的に協力するだけの誇りと自主性を持たなければならぬであろう。(中略)自衛隊をすべて国連警察軍に常時編入することにより、われわれは憲法を犯すことなしに、国連の下で「海外派兵」を行うこともできよう。」

結論だけから見ると坂本氏が五〇年代末に早くも自衛隊によるPKO参加を予見していたという誤解を生むかもしれないが、軍隊を国家主権から切り離すというきわめてドラステックな提案が坂本構想の中核にあることを忘れてはならない。その点で、日本の大国化の一手段としての現在のPKO参加とは意味を異にするのである。ともあれ、現に存在する自衛隊の軍縮と国連との結合という坂本構想の枠組みは現在にも大きな示唆を持つということが出来る。

③ 丸山真男の憲法第九条論

冷戦後の安全保障政策と憲法との関連を考へる際に重要なのは、丸山真男氏の「憲法第九条をめぐる若干の考察」(『世界』一九六五年六月)である。九条と自衛隊との関係について、九条の平和主義を日本の防衛政策に限界を画する枠と捉えて軍備を正統化しようとする議論に対して、丸山氏はスタティックな理解にとどまるものと批判する。そして次のように言う。

「第九条、あるいはこれと関連する前文の精神は政策決定の方向づけを示しているということです。政策決定の方向性を現実に制約する規定である。方向性が見れば、枠というスタティックなものではなく、ダイナミックなものになる。(中略)(自衛隊の)現にあるという事実をなんびとも否定することはできません。しかしこれをますます増強する方向に向かうか、あるいはそれをできる限り漸減したり、あるいは平和的機能に転換させる方向に向かうか、によって現実是非常に違ってきます。その場合における方向性を決定する現実的な規定として第九条というものが生きて来る。」

丸山氏は、憲法第九条を非軍事化さらには差別の撤廃や自由のための永久運動の努力を日本国民に課す規定と読むことよって、九条のインプルメンテーションに答を出そうとしたのであろう。まさにこうした努力の中にこそ、日本人の安全と生存の最終的保障が見出されるのであり、憲法は国民にきわめて積極的な任務を課しているのである。このような解

釈こそ、ポスト冷戦期のいま、九条と自衛隊をめぐる不毛な論争に終止符をうち、具体的な行動の中で日本の安全保障を探るという建設的な論議の土台となるはずである。

豊かな社会の中の平和論の混迷

ここで改めて問われるのは、憲法第九条のインプルメンテーションをめぐるこうした問題提起がなぜその後の論壇や革新側の政治運動の中で十分な展開を見なかったという点である。

第一の問題点は、坂本構想にせよ、南原の提言にせよ、米ソ対立の中で国連が機能しない状況においては、直ちに現実的な行動計画とはなりにくかったということである。これらの議論の重要性が、社会主義の崩壊と湾岸戦争を待って初めて認識されたことはやむを得なかった。六〇年代に入って、日本など西側が爆発的な経済成長を進めたのに対してブレジネフ以降のソ連が圧迫と停滞の時代に入り両者の間に明確な対照が生まれたこと、中ソ対立が激化し東側陣営の内部分裂が明瞭になったこと、という二つの要因によって、社会主義の威信が低下し、社会や世論全体に東西共存を求める切実な問題意識が弛緩したことも事実であろう。これに関連して、進歩派の議論の中に社会主義体制の中の内発的な変革に対する過大評価があったことも否定できない。趨勢としては内発的な民主化という枠組みで社会主義体制の変化を捉えることは正しいとしても、六〇年代後半から七〇年代にかけてのソ連の犯した様々な誤りを直視し、これにどう対応するかとい

う議論は十分でなかつたように思える。

第二の問題点は、高度経済成長と日本の経済大国化をどう捉えるかという点である。講和から安保に至る進歩派の平和論は、清貧の思想を前提としていたということが出来る。即ち日本にとっては経済的に自立することが緊急の課題で、自立した後はつましくやっつけていくという発想がうかがえる。そのことは対米関係を考える上でも重要な影響を及ぼす。たとえば、「講和問題についての平和問題談話会声明」は「日本の経済的自立は、日本がアジア諸国、特に中国との間に広汎、緊密、自由なる貿易関係を持つことを最も重要な条件とし、いうまでもなく、この条件は全面講和の確立を通じてのみ充たされるであらう。……単独講和は、(中略)自ら日本の経済を特定国家への依存及び隷属の地位に立たしめざるをえない」と述べている。また、坂本前掲論文では、「日本の軍事的中立化は決してアメリカからの経済的孤立化を意味するものではないが、もしアメリカがそのような態度に出れば、それはただ日本の共産圏への接近を助長するだけで、何らアメリカの利益にならないことは、アメリカ自身知る通りである」と述べられている。

こうした議論においては、日本経済がアメリカを主たる市場として急速に成長することなど夢想だにされていない。もっとも高度成長の過程において、成長が鈍化する度に官庁エコノミストから日本経済は転機を迎えたという悲観論が出されたくらい高度成長の継続を予想することは困難であった。

したがって、経済の変容を予測できなかったことは彼らの責任ではないが、現実には日本が経済大国への道を歩み始めたときに、清貧のイメージをもとにした安全保障論を修正し、大きな経済力を踏まえた政策論を展開することは彼らの課題であったはずである。日本は清貧どころか貪欲な成長を追求したため、アメリカによる軍事的安全保障に対して必要以上の負い目を持つこととなった。そしてここから、基地の提供と安全保障という意味で本来は等価交換だったはずの日米関係が、「ただのり」という神話によって表象されるようになったのである。六〇年代以後吉田ドクトリンは急速に有効性を失い、日本はアメリカの圧力の前に軍備拡張をつづけた。経済成長についての強迫観念にとらわれた日本の政府及び政権党は、外交・安全保障政策を経済関係の従属変数と捉える発想に染まり、以後安全保障政策をめぐる論争は急速に収束するのである。

冷戦後の平和論の課題

戦後日本の平和論は、上に述べたいくつかの限界にもかかわらず、東西対立が融解した冷戦後の今こそ大きな意義を持つ。本稿の結びとして、冷戦後の日本の安全保障政策の立案にその教訓を生かす条件について考えてみたい。

第一の課題は、アジアにおける平和の創出のための日本の主体的努力の必要性という点である。この問題に関しては、政権の側が一貫してアジアの特殊性を言い訳に自立的な思考

を放棄しつづけているが、こうした怠慢は許されない。われわれは状況を可塑的なものと考え、真の現実主義的なアプローチをとるべきである。アメリカは内向きの傾向を強め、クリントン政権のもとでは一層アジアから後退の姿勢をとるであろう。そうなると日本は、アジア太平洋地域での信頼醸成、軍備管理・軍縮の議論のテーブルの設定に主体的な努力を払わなければならない。こうした問題に対処する思考の枠組みについて、戦後の平和論から学ぶものは多い。

第二の課題は国連を中心とする安全保障の枠組みの整備とP K O参加問題である。現在既成事実となっている自衛隊のP K O参加は、いくつかの誤った前提に立っている。第一は、それが国際社会における日本の発言力を高め、国連常任理事国の地位を得るための手段と考えられている点である。本来P K Oはスウェーデン、カナダ、オーストラリアなどミドルパワーと呼ばれる国々の主導によって作られた制度である。日本が真にP K Oを通して国際平和に貢献したいならば、軍事・政治大国化への野心を捨て、ミドルパワーに徹することを鮮明にしなければならない。アジア太平洋における平和の創出という課題に関連しても、カナダやオーストラリアとの連携を深めることは重要である。

もう一つの問題は、P K O参加が自衛隊の軍縮と結びついていない点である。今後東西間の全面対決は想定されず、日本はもっぱら地域紛争の解決に関与するならば、それに必要な範囲に自衛隊を縮小することが不可決である。

第三の課題は、憲法解釈の明確化である。南原が夙に指摘したように、憲法第九条には空白が存在する。そして、この空白を埋めるには究極的理想としての非武装中立と過渡期における安全保障システムとを区別することが必要である。坂本の議論にあったように自衛隊を国連待機軍として日本の主権から離すことは九条問題のある部分を解決する手段である。他方、領域保全のために残された部分には憲法上の正統性を与えることも必要ではないか。もちろん第九条はわれわれに平和の追求の永久運動を命じているのであるから、縮小のための不断のチェックという条件の上に初めてこの憲法上の正統化は可能になる。

最後に触れておきたいのは、戦略を具体的な政策にするまでの手続きに関する問題である。戦後の平和論は強固な保守支配のもとで世論に訴えることを主眼としてきた。それは議会における多数派形成の戦略を欠いていた。六〇年安保の時も、P K O法の成立の時も、進歩派は衆議院の解散によって国民に信を問うべきと主張した。それ自体は正論であろうが、現実問題として安保条約やP K O法に反対する勢力が議会で過半数をとる可能性は存在しなかったことを重視しなければならぬ。政策は議会の多数派が決定するという前提から出発し、ポスト冷戦時代の安全保障政策の立案という作業は、自民党にとって代わりうる新しい対抗勢力の創出と一体のものでなければならぬのである。

理想主義と現実主義の接点で

〈討論〉中嶋嶺雄／山口二郎

現実主義の衝撃

中嶋 感想を三点述べたいと思います。まず最初に、この論文を読んで、かなり共感するところがありました。ただ、理想主義者を擁護することに意を用いているあまりに、山口さんが、平和論についてややディフェンシブ（防衛的）な姿勢になっているのかなとも思いました。

戦後日本の現実主義者として、高坂正堯さんと永井陽之助さんのお二人は最もレベルの高い方だと思うのですが、このお二人が一九六〇年代に登場した時、論壇に大きな衝撃を与えた。そのこと自体、当時は現実主義者がいかに少数派だ

ったかの証しだと思うのです。

私自身にしても、毛沢東礼讃でなければ人に非ずというような霧囲気の中で、ようやく毛沢東批判の論考を世に出せたという状況がありました。

そういう状況を踏まえて考えると、いまは、理想主義者と現実主義者の立場が大きく入れかわっている。その点が山口さんの論文にも反映しているんですね。

第二に、そのことに関連して、理想主義と現実主義をやや単純に二分化しすぎているのではないかと思えます。理想主義と現実主義を考える上での典型としては、E・H・カーを挙げればいいかと思いますが、カーは一九世紀的なユートピア主義を強く批判する一方で、リアリス

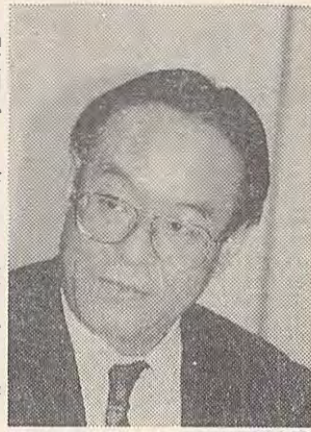
ムが現実には埋没する中で逆に説得力をもたなくなるであろうことも鋭く指摘しています。実際、英国の外交官でもあったカーは、晩年になるにつれてマルクス主義に傾斜していったわけです。カーほどのリアリストの中に、理想主義的な部分はかなりあった。リアリストとアイデアリストという二分法が必ずしも説得力をもつとは限らないし、両者の間にいろいろな接点もあると思うのです。

この論文の中で、憲法九条のインプルメンテーションに触れて、政策と結びつかない理想主義の弱さを指摘していらっしゃるのも、この接点にかかわる問題点だと思っております。

第三に、これは山口さんというより、いわゆる理想主義者ないし進歩派、平和問題談話会に代表される潮流の知識人に対して改めて言いたいことがあります。

当時の平和論には、今日でも捨て去ることができない貴重な観点が含まれているのは、おっしゃる通りだと思います。たとえばナショナリズムの評価についても、一時期の清水幾太郎さんは岩波新書

なかじま・みねお氏 一九三六年生まれ。東京外国語大学教授・カリフォルニア大学大学院(サンディエゴ校)客員教授。一九六四年の『現代中国論』以降、現代中国、国際関係についての著書多数。



で『愛国心』を書いて、愛国心の系譜を丹念に分析する中で、新しいナショナリズムを求めようとしたわけです。

ただ、最大の問題点は、それらの平和論が社会主義——現実のソ連・中国と結びついて主張されたところに、いまから見ると、薄汚くなってしまう。薄汚いという言葉は強すぎるかもしれないけれども、説得性が欠き、一種の党派性の論理に支配された面があった。

言ってみれば、平和論を平和論として貫徹し得ずに、その論理の弱点については、ソ連や中国に希望を託して代替しよ

うとしたことは否めないと思います。もちろん平和問題談話会に集った人たちがすべてそうだとは言えないでしょうが。

これには、私自身を含め、中国やソ連を実証的に研究する中では、現実の社会主義が、だんだんわかかってきた、ということがもちろんあります。

しかし、これは自分が正しかったとか、彼らは間違っていたとかいう問題ではありませんが、たとえば中国であれば、文化大革命についてそれをおおいに礼讃した知識人は、自らの言論に対して責任を問われるでしょうし、その誤りに頬かぶりして現実を批判しても説得力をもたないのではないか。

平和論とマルクス主義

山口 現実主義者の中の良質な部分という点に関連しますが、私のように当時を知らない者が後から読むと、六〇年を境に、それ以前の五〇年代と安保後の高度経済成長の時代に入ってからとでは、安全保障論の空間が全く別のものになったという印象を受けるんです。

率直に言って、戦後日本の平和論が最も輝いていたのは、やはり講和の時代ではなかったか。五〇年代は、再軍備や憲法改正という、まさに戦後民主主義体制の骨格にかかわる深刻な葛藤や対立があった時代で、その中で理想主義者あるいは進歩的知識人が論議したものの中には、後にも残り得る論点があった。ところが六〇年代になると、永井陽之助さんの議論などのほうがむしろ輝きを帯びてくるという印象があるわけです。

ですから、この論文の中で、六〇年安保以降の高度成長の時代に、安全保障や憲法改正をめぐる緊張感がだんだんなくなってきた時の革新側の知識人の議論を取り上げなかったのは、そこからはあまり得るものがなかったというのが、率直な感想だからです。

それから、平和論と社会主義の関係というのは、たしかに大きな論点です。

ただし、進歩派とか革新陣営と言ってもいろいろあるわけで、一方には、理論上のマルクス主義と現実の社会主義へのシンパシーがごちゃ混ぜになった知識人

最新刊

**ラビの譬え
 イエスの譬え**

阪口吉弘
 イエスと同時代のユダヤ教の教師たちの譬えと、聖書の譬えを比較しながら、深い意味を探求。 2500円

風のしおり

島崎光正詩集
 詩と信仰がいに切り結ぶか。叙情的詩風の中に、確たる信仰の言葉をもつ詩人の第5詩集。 2200円

光の中の食卓

小林カツ代
 料理研究家の著者が台所から語りかける、食事のこと、社会のこと。素敵な料理も続々登場!! 1300円

路上の生

戸村政博 山谷から
 今、急増する路上生活者たち。ドヤ街の伝道に半生を過ごしてきた牧師が問いかける私達の責任。 1800円

**児島昭雄写真集
 日本の教会堂**

その建築美と表情
 全国の教会堂を取材して10年。個性あふれる103の教会堂。日本建築史の記録。星・内容見本 16,000円

日本キリスト教団出版局
 169 東京都新宿区西早稲田2-3-18
 ☎03-3204-0422 振替東京8-145610

分岐点としての六〇年安保

ももちろんいた。ただ、この論文では、より良質の部分、分析の道具としてのマルクス主義と政治体制としての社会主義とを区別して議論をしていた人を主として取り上げました。

それと、戦後日本の社会科学の中でマルクス主義が大きな威信をもったのは歴史的な現実ですし、五〇年代の深刻な政治対立の中で、まがりなりにも戦後民主主義体制を擁護する側に回ったのが社会主義政党であったというのも歴史的な現実です。現存の社会主義国家に対する親和的な姿勢というものが生まれてくるやむを得ない土壌はあったのではないか。

中嶋 たしかに、丸山真男さんなどは、スターリン批判の時に、ソ連社会の中でスターリン批判が起こったのは、その社会に一種の新しい階層、スターリン主義を桎梏とするような新しい受益者層が育っているからだという論議を展開されて、私も感服したんです。

さつき、五〇年代の平和論が輝いていたとおっしゃったのは、その通りだと思います。五〇年代というのは、第二次大戦の悲劇、特に広島・長崎の記憶がとてつもないこと、平和に対して、誰もが純真であったし、敏感であった。

それが六〇年代に入ると、戦争の再発ということよりも、核戦争の脅威という

違った形の局面が出てきた。そして一方ではベトナム戦争という問題が出てきて、七〇年半ばまで続いたという国際環境があった。

核戦争の問題というのは優れて安全保障政策とつながりますから、政策とか戦略を重視する永井氏などの面目躍如たるところがあつた。それに対して一面でヒューマニスティックな、言い換えればブリミティブな平和論は後退していった。

他方で、ベトナム戦争は——ベトナム戦争は結果的に一種の革命戦争だったと思いますけれども——、戦争か平和かという問題のほかに、革命か反革命かという問題を実際にはつきつめた。

五〇年代的な平和論というのは、戦争

やまぐち・じろう氏 一九五八年生まれ。専門は行政学で、北海道大学助教授。著書に『大蔵官僚支配の終焉』『二党支配体制の崩壊』（いずれも岩波書店刊）など。



と平和という一つの座標軸だけの上で論じられたと思うのです。その限りにおいては、革命と反革命がいわば共存できたわけです。ところが、ベトナム戦争では、やがてベトナム難民が大量に生じたことに示されるように、反戦平和だけではとらえられない問題が出ることによって、平和論が引き裂かれ、反戦平和型の知識人も分解していった。

以上のような国際的座標軸とともに国内的座標軸で見ると、もう一つの重要な分岐点は、やはり六〇年安保だと思うのです。僕自身も六〇年安保の世代です。

が、当時の若い世代、特に学生たちは、やはり日本でも革命をやらなければいけないと思っていた。少なくとも当時の全学連主流派というのは。ですから、私たち当時の若い世代は、六〇年安保は負けたと思っただけです。それに対して、安保を反米ナショナリズムと位置づけて、あの運動を勝利としてとらえ、その延長上に平和運動あるいは革新勢力をもっと強くしなければいけないというのが既成の革新政党でした。

そして六〇年安保を敗北と認めず、勝利として、自分をごまかそうとしたところに日本の既成政党の限界があった。このときから今日のいわゆる革新政党の末路が始まったといえます。そして理想主義者もそれに乗っかってきた側面があったのではないかと思うのです。

経済力の位置づけ

山口 現実主義者の平和論について補足すると、永井陽之助さんの議論のいちばんの特長は、「弱者の恐喝」という表現に示されるように、アメリカのヘゲモ

ニーを前提としつつ、戦後のある時代までの日本の国際的な生き方をすっきり説明したという点だと思のです。しかし、それが通用したのはせいぜい六〇年代いっぱいまででしょう。七〇年代に入って、ニクソン・ショック以降、アメリカが衰えを見せてきた時に、いわゆる現実主義者の側が、それにうまく適応できなかったというところ、これも疑問ではないか。それは、戦後の日本にとってきた、軽武装・経済重視という吉田パラダイム、保守本流パラダイム自体が妥当性を失っていく時期でもあるわけですから。

それにも関連しますが、六〇年代以降の高度成長の重要性を平和を論ずる人々が認識できなかったのは、やはり重大ですね。戦後の平和論というのは小日本主義で、国際社会に対しては、積極的に善をなすというよりは、関与せず、撤退する傾向が強かった。

ところが、高度成長は貿易市場にしても資源の輸入にしても、日本が外の世界への依存を増やす原因になってしまったにもかかわらず、「一國平和主義」と批

判をされてもしようがないような内向きの姿勢が、いわゆる護憲の側にもあったことは否定できないと思います。

言い換えれば、パワーとは軍事力だけではないということを早い時期から言ったのは、進歩派の知識人であったのですが、六〇年代以降の日本の経済力という

ものをパワーの中に位置づけて、それをどう使うかという議論を明示的にやった人は、ほとんどいない。経済力を使って

の安全保障政策のオルタナティブ（代案）を出す議論がなかったという点も、大きな限界だったという感じがします。

中嶋 僕は平和憲法については、現実妥協しないで、いまはもっと高くその精神を掲げるべきだと、逆説的かもしれ

現代世界の人権

アムネスティ人権報告①

アムネスティインターナショナル日本支店編 2060円
世界142か国の人権に関するあらゆる最新情報を豊富な写真とデータで地域別・各国別に詳しく報告。

朝鮮人と日本人

梶村秀樹著作集第1巻

梶村秀樹著作集刊行委員会編 8240円
日本と朝鮮の近・現代史に新しい科学的視角から照明をあてた著者の膨大な著作。ついに刊行開始//

日朝国交樹立と在日朝鮮人の国籍

双書に在韓国・朝鮮人の法律問題① 金英通 1030円
朝鮮統一にいたる過渡期の在日朝鮮人の法的地位が国交樹立によりどのように変わるのか?

国際結婚とこどもたち

異文化と共存する家族

新田文雄著 藤本直訳 3500円
家庭内バイリンガリズム、親子・夫婦関係、教育、混血児の遭遇する問題等を文化人類学的に考察。

年報 差別問題研究 1

差別の定義をめぐって

差別を考える研究会編 2300円
様々な差別の個別と全体、具体と抽象を往還しつつ相互の連関と差異を構造的に把握しその本質に迫る

入門 民衆と差別の歴史

松下志朗 1800円
民衆の歴史に描き出す差別の諸相

増補 現代世界の差別問題

世界差別問題叢書 4

磯村英一編 5150円
各国の差別問題を体系的に論ずる。

被差別部落の起源とは何か

寺木伸明 1300円
疑問の解明に挑む著者の意欲作。

明石書店

東京都文京区本郷1-10-10
☎03(3818)6351 (価格に税込)

ませんが、思うんです。ソ連だけでなく、アメリカも、軍拡のために衰えつつある。その時に日本が、広い意味での外交によって、日本の選択は正しいんだと全世界が非軍事化していく方向を指し示すべきではないか。

ところが、いまの革新陣営を見ていると、自民党にすり寄っていくことが新しい政策であるかのような議論が出ています。それが説得性を失っているのであり、そこにいまの革新の弱さがある。

戦争・平和という大きな価値をめぐって日本の憲法ができた。つまり平和に賭けたわけです。もし一國平和主義に限界があるとすれば、現在の世界には戦争・平和以外の、たとえば人権とか環境とい

った問題が出てきていることです。論文でも触れられているように、人権や環境については、国境を超えて果たすべき義務というものが出てきています。憲法論議の中にそれをどう位置づけていくかという問題が出てきている。

山口 そういう点で革新側から「安全保障」という言葉の中身を肉付けるとい

う作業が必要だと思えます。
中嶋 P K O の議論でも、日本はこんなに経済大国になっているから、国際貢献は当然だという議論が、ジャーナリズムも含めて何となく大勢になっている。

そういう、いわば現実主義的な状況になった時こそ、理想主義者が理想を掲げるべき時ではないか、という気がします。